

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
へき地診療所	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1 品につき 250,000円
へき地患者輸送車（艇）	患者輸送車	(1)マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829千円 (2)ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	2 分の 1	—
	患者輸送艇	1 隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費		
	患者輸送用雪上車	1 台当たり 8,543千円	患者輸送用小型雪上車購入費		
	医師往診用小型雪上車	1 台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費		
へき地巡回診療車（船）	巡回診療車	1 台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	2 分の 1	—
	巡回診療用雪上車	1 台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—
	巡回診療船	1 隻当たり 9,081千円 （中型の場合は1 隻につき 24,982千円）	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	国の事業終了に伴い削除予定			—
過疎地域等特定診療所	医療機器等整備費	1 か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	4 分の 3	1 品につき 75,000円

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
休日夜間 急患セン ター	医療機器等整備 費	(1)人口10万人以上の 場合 1 か所当たり 4,400千円 (ただし、医師が常時3人 以上勤務するセンターにつ いては、11,000千円を限度 とする) (2)人口5万人以上10万人 未満の場合 1 か所当たり 3,300千円 (ただし、医師が常時3人 以上勤務するセンターにつ いては、8,250千円を限度 とする)	休日夜間急患センターとして必要な 医療機器等の備品購入費	3分の2	1品につき 66,000円
病院群輪 番制病院	医療機器等整備 費	1 か所当たり、次の(1)か ら(3)により算出された額 の合計額 (1)医療機器((2)及び(3)に 掲げるものを除く。) 22,000千円 (ただし、特別に必要ながあ る場合は、 110,000千円を限度とす る。) (2)心臓病専用医療機器 6,285千円 (3)脳卒中専用医療機器 6,285千円	病院群輪番制病院として必要な医療 機器又は心臓病及び脳卒中の重症救 急患者の治療等に必要な専用医療機 器の購入費	3分の2	1品につき 200,000円
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費		—

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
救命救急センター	医療機器整備費	1 か所当たり、次の(1)から(5)により算出された額の合計額 (1)医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 256,300千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,470円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり44,000円を加算することができる。) (2)心臓病専用医療機器 62,856千円 (3)脳卒中専用医療機器 62,856千円 (4)小児救急専用医療機器 62,856千円 (5)重症外傷専用医療機器 62,856千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3分の2	1品につき 200,000円
	ドクターカー	1 か所当たり 58,737千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	2分の1	—
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費	3分の2	—
	無線装置	1 か所当たり 1,100千円	新潟県救急医療対策事業実施要領第3の5により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費		—
小児医療施設	医療機器整備費	1 か所当たり 26,400千円 (新生児集中治療管理室に必要な医療機械を整備する場合にあつては9,900千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,650千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、16,500千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の備品購入費	3分の2	1品につき 200,000円
周産期医療施設	医療機器整備費	1 か所当たり 31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む)の備品購入費	3分の2	1品につき 200,000円
	ドクターカー	1 か所当たり 32,039千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費		—

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
基幹災害 拠点病院	医療機器等整備費	1 か所当たり 32,039千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3 分の 2	1 品につき 200,000円
	緊急車輛	1 か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車輛(緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費		—
地域災害 拠点病院	医療機器等整備費	1 か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3 分の 2	1 品につき 200,000円
	緊急車輛	1 か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車輛(緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費		—
へき地医療 拠点病院	医療機器整備費	1 か所当たり 55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	10 分の 10	1 品につき 500,000円
	歯科医療機器等整備費	1 か所当たり 27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器購入費		1 品につき 100,000円
遠隔医療 設備	遠隔医療設備整備費	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390千円 (2) 依頼側医療機関 14,855千円 3 遠隔手術指導 5,580千円 4 オンライン診療装置 2,660千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	2 分の 1	1 か所につき 150,000円
がん診療 施設	医療機器等	1 か所当たり 32,400千円 (ただし、1 品目の価格が54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲で加算することができる。)	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	3 分の 1	1 品につき 100,000円

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
人口腎臓装置不足地域	人工腎臓装置	1 か所当たり (1) 多人数用 14,080千円 (2) 単身用 7,150千円	人工腎臓装置の購入費	3 分の 1	1 品につき 100,000円
NBC災害・テロ対策設備	NBC災害・テロ対策用医療機器等	1 か所当たり 33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	10分の10	—
共同利用施設	共同利用高額医療機器	1 か所当たり 220,000千円	共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3 分の 1	1 品につき 1,000,000円
医学的リハビリテーション施設	医療機器	1 か所当たり 10,800千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1	1 品につき 33,000円
へき地・離島診療支援システム	情報通信機器	1 か所当たり (1) 支援側医療機関 7,857千円 (2) 依頼側医療機関 7,857千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は1と2の合算額とすることができる。)	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2 分の 1	—
内視鏡訓練施設	手術台等	1 か所当たり 220,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置等の購入費	10分の10	—
産科医療機関	国の事業終了に伴い削除予定				
分娩取扱施設	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1 品につき 100,000円
解剖・死亡時画像診断	医療機器整備費	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室等設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、毒劇物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI）	2 分の 1	—

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
実践的 手術手技向 上研修実 施機関	医療機器等整備 費	1 か所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関と して必要な医療機器等購入費	2 分の 1	—
在宅人工 呼吸器使 用者非常 用電源整 備	簡易自家発電装 置等整備費	1 台当たり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装 置等の購入費	2 分の 1	—
災害拠点 精神科病 院等設備 等整備	システム端末等	1 か所当たり 8,676千円	災害拠点精神科病院及びD P A T 先 遣隊を有する病院として必要な広域 災害・救急医療情報システム端末等 の購入費	2 分の 1	1 か所につき 100,000円
病院間の 患者搬送 のための 病院救急 車活用促 進設備整 備事業	病院救急車	1 か所当たり 26,966千円	病院救急車及び病院救急車に搭載す る医療機器等の購入費	2 分の 1	—